平成28年12月定例会の審議結果

賛成・・・○　反対・・・×

区分	議案番号	案件名	議案の説明	補正前（千円）	補正額（千円）	補正後（千円）	委員会の状況 審査する委員会名	委員会の状況 委員会の審査結果	本会議での結果 討論 討論の有無	討論 討論の内容	採決 会派新生 雲坂衛	吉野恭介	星見健蔵	魚崎勇	横山明	西村紳一郎	岡田信俊	寺坂寛夫	砂田典男	山田延孝	金谷洋治	下村佳弘	房安光	上杉栄一	公明党 前田伸一	石田憲太郎	平野真理子	桑田達也	田村繁巳	結 勝田鮮二	米村京子	橋尾泰博	上田孝春	共産党 岩永安子	伊藤幾子	角谷敏男	市民フォーラム 秋山智博	長坂則弘	無所属 足立考史	太田緑	椋田昇一	吉田博幸	議決年月日	議決結果
＜市長提出議案＞																																												
予算（10件）	140	平成28年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）	平成28年度補正予算	98,438,663	2,628,412	101,067,075	総務企画委員会 福祉保健委員会 文教経済委員会 建設水道委員会 新庁舎建設に関する調査特別委員会	原案可決（賛成多数） 原案可決（賛成多数） 原案可決（全会一致） 原案可決（全会一致） 原案可決（全会一致）	有		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○	○	平成28年12月19日	原案可決（賛成多数）
	141	平成28年度鳥取市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）	平成28年度補正予算	1,895,291	15,912	1,911,203	文教経済委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	142	平成28年度鳥取市駐車場事業費特別会計補正予算（第1号）	平成28年度補正予算	26,174	1	26,175	建設水道委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	143	平成28年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）	平成28年度補正予算	22,168,447	56,819	22,225,266	福祉保健委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	144	平成28年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算（第1号）	平成28年度補正予算	21,771	▲ 2	21,769	建設水道委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	145	平成28年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）	平成28年度補正予算	19,301,766	664	19,302,430	福祉保健委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	146	平成28年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）	平成28年度補正予算	1,938,442	▲ 920	1,937,522	福祉保健委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	147	平成28年度鳥取市水道事業会計補正予算（第2号）	平成28年度補正予算	6,205,426	11,456	6,216,882	建設水道委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	148	平成28年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（第1号）	平成28年度補正予算	16,583,030	▲ 16,940	16,566,090	建設水道委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	161	平成28年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）	平成28年度補正予算	101,067,075	28,673	101,095,748	建設水道委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
条例（11件）	149	鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	国の情報提供ネットワークシステムが稼働開始となるまでの間、身体障害者手帳にかかる特定個人情報を庁内部局間で提供できる事務に、個人住民税の障害者控除の適用に関する事務等を追加するなど、所要の整理を行うもの				総務企画委員会	原案可決（賛成多数）	有		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（賛成多数）
	150	鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正について	雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給を65歳に到達した日以降に採用となった職員についても対象とするなど、所要の整理を行うもの				総務企画委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	151	鳥取市介護保険条例の一部改正について	介護保険法施行令の一部改正に伴い、第１号被保険者の介護保険料段階を判定する際の算定方法を改正するもの				福祉保健委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	152	鳥取市営駐車場条例の一部改正について	鳥取市営幸町駐車場を廃止するもの				建設水道委員会	原案可決（賛成多数）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（賛成多数）
	153	鳥取市鹿野農業バイオセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について	遊休施設となっている鳥取市鹿野農業バイオセンターの利活用を図るため、用途廃止ならびに普通財産への切り替えを行うもの				文教経済委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	154	鳥取市簡易水道事業給水条例の一部改正について	用瀬町用瀬の一部及び別府の一部の簡易水道施設を地元管理から市管理へ移行することに伴い、簡易水道料金を改定するもの				文教経済委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	155	鳥取市簡易水道事業等の鳥取市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	平成29年4月に予定している簡易水道事業の上水道事業への統合に伴い、簡易水道事業関連条例を一括して改正及び廃止するもの				文教経済委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	156	鳥取市スクールバスの運行及び利用に関する条例の廃止について	鳥取市鹿野町地内を運行するスクールバスを廃止するもの				文教経済委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	162	鳥取市職員給与条例等の一部改正について	人事院勧告を踏まえて、一般職等の給与等を改正するもの				総務企画委員会	原案可決（賛成多数）	有		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（賛成多数）
	163	鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの				総務企画委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）
	164	鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの				総務企画委員会	原案可決（全会一致）	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年12月19日	原案可決（全会一致）

| 区分 | 議案番号 | 案件名 | 議案の説明 | 補正前（千円） | 補正額（千円） | 補正後（千円） | 委員会の状況 | | 本会議での結果 | | |

平成28年12月定例会の審議結果

賛成・・・○　反対・・・×

| 区分 | 議案番号 | 案件名 | 委員会の状況 | | 本会議での結果 | | |

平成28年12月定例会の審議結果

受理年月日	受理番号	件　名	提出者	紹介議員	委員会の状況		本会議での結果																																									
					審査する委員会名	委員会の審査結果	討論		採決																																						議決年月日	審査結果	理由
									会派新生																		公明党					結				共産党			市民フォーラム		無所属							
							討論の有無	討論の内容	震坂 衛	吉野 恭介	星見 健蔵	魚崎 勇	横山 明	西村紳一郎	岡田 信俊	寺坂 寛夫	砂田 典男	山田 延孝	金谷 洋治	下村 佳弘	房安 光	上杉 栄一	前田 伸一	石田憲太郎	平野真理子	桑田 達也	田村 繁已	勝田 鮮二	米村 京子	橋尾 泰博	上田 孝春	岩永 安子	伊藤 幾子	角谷 敏男	秋山 智博	長坂 則翁	足立 考史	太田 緑	椋田 昇一	吉田 博幸			
＜請願＞																																															
平成28年2月18日	平成28年請願第1号	TPP協定を国会で批准をしないことを求める意見書提出を求める請願	農民運動鳥取県連合会 代表者　今本　潔	岩永安子議員	文教経済委員会	不採択	有		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	議長	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	平成28年12月19日	不採択	すでに国会で批准しており、願意が達成されないと思われるため。
平成28年11月30日	平成28年請願第5号	南スーダンに派遣されている自衛隊を撤収させるよう政府に意見書を提出することを求める請願	憲法改悪反対鳥取県共同センター 代表　田中　暁	伊藤幾子議員	総務企画委員会	不採択	有		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	議長	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	平成28年12月19日	不採択	我が国も国際社会の一員として国連平和維持活動を行う必要があると考えるため。

受理年月日	受理番号	件　名	提出者	委員会の状況		
				審査する委員会名	委員会の審査結果	理由
＜陳情＞						
平成28年11月18日	平成28年陳情第16号	特別支援教育支援員を全ての配置希望校に配置するための、2017年度鳥取市予算に係る陳情	鳥取県教職員組合東部支部 支部長　橋本　智洋	文教経済委員会	採択	趣旨が妥当と認められるため

＜市長提案の議案について＞

<table>
<tr><td rowspan="4">岩永　安子議員</td><td>議案第140号</td><td>平成28年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）（反対）</td></tr>
<tr><td>議案第149号</td><td>鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（反対）</td></tr>
<tr><td>議案第162号</td><td>鳥取市職員給与条例等の一部改正について（反対）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（討論の要旨）
議案第140号一般会計補正予算、議案第149号鳥取市の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について、議案第162号鳥取市職員条例等の一部改正について、以上3議案に反対するので、それぞれ理由を述べる。
まず、議案第140号は、保健所整備事業費について述べる。これは中核市移行のH30.4月から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、仮称鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する平成32年3月ごろまでの約2年間の暫定期間は、さざんか会館を暫定施設として、整備するための設計・改修工事費用である。先日の一般質問の角谷議員と市長との議論では、中核市移行について、市民の理解が得られ、市民が一定の判断をしつつあるとは、とてもいえる状態ではないといえる。私たち議員団がおこなった市民アンケートでは、回答した市民の50%が「賛成・反対のどちらでもないか、わからない」と回答している。市長は、着実に市民の理解は得られているといわれるが、明らかではない。私たちが要求した中核市移行に関する市長出席の説明会やアンケートの実施をするなど、理解がすすんでいる明確な根拠を示すべきである。年明け後、中核市移行の手続きと同時進行にすすめる保健所暫定施設の整備事業は、市民の理解を得られるものではない。今、市がなすべきことは、市民置き去りの「スケジュールありき」ではなく、市民との情報共有の取り組みを強め市民の判断を仰ぐことである。

次に2つの条例の一部改正について、職員給与等条例には、議員及び市長をはじめとした特別職の期末手当0.01ヶ月分の増額が、補正予算に盛りこまれている。
私たち議員団の暮らしのアンケートで7割以上の方が苦しくなったと回答し、行政に市民生活の向上と負担軽減を求める強い声がある。市長は本当に財政が厳しいといわれるならば、こうした市民の実情と声を十分配慮して、特別職の期末手当は据え置くべきである。

もう一つの改正は、今回、あらたに個人住民税の障害者控除の適用及び障害者特別医療助成に関する事務に、特定個人情報として障害者関係の情報を加えるために、マイナンバーの利用範囲を広げるものである。「いまなお市民の情報漏えいへの不安は根強く、個人情報の完全防止が出来ない」といわれているなか、マイナンバーの利用拡大は認められない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">岡田　信俊議員</td><td>議案第140号</td><td>平成28年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）（賛成）</td></tr>
<tr><td>議案第162号</td><td>鳥取市職員給与条例等の一部改正について(賛成)</td></tr>
<tr><td colspan="2">（討論の要旨）
議案第140号 平成28年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）、議案第162号「鳥取市職員給与条例等の一部改正について」に、賛成の立場で討論を行う。
まず、議案第140号の中での「特別職の給与について」は、議案第162号における職員の給与改定を踏まえた人件費補正をするものであるため、セットで考える必要があり、提案内容は適当であると考える。
次に、議案第162号は、本市職員の給与は、従来から、人事院勧告を踏まえた改訂がなされ、国に準じた給与制度となっている。人事院勧告は、公務員給与と民間の給与水準を均衡させることを目的とするものである。今回の条例案は、今年8月に出された人事院勧告を踏まえて、月例給の平均0.2%、期末勤勉手当の年間支給率0.1%を引き上げるとともに、扶養手当を見直し、配偶者に係る手当を減額して、子に係る手当に加算する内容となっている。国においては、すでに人事院勧告に基づいて、11月24日に国家公務員給与法が改正され、一般職、及び、特別職の給与改定が実施されており、本市においても、国と同様に、一般職、及び、特別職についても、人事院勧告に準じた給与制度とすることが適当であると考える。
次に、議案第140号の中の、「保健所整備事業費に関する経費」について、本市は、県都として、山陰東部圏域の政治・経済・文化の中心都市として発展してきた。人口減少社会を迎え、将来の持続的な行政サービスや都市機能の維持が大きな課題となっている中、平成17年10月には、政令市、中核市に次ぐ「特例市」となって、より多くの権限を受け、市民に身近な事務は、出来るだけ本市で済まされるよう、自立的な都市経営を進めてきているところである。
平成27年4月に特例市制度は廃止され、中核市の人口要件の緩和などもあり、本市は、平成30年4月1日の中核市移行を目指しているところである。また、中核市移行とともに近隣自治体と緊密に連携し、「連携中枢都市」として名乗りを上げて、山陰東部圏域の一体的な発展を担い、圏域全体をけん引していく都市として大きな役割が期待されており、連携中枢都市圏形成の取り組みも進んでいる。
これまで、鳥取県との間での事務調整も終わり、保健所の設置準備も整ってきたところである。来年1月に総務省・厚生労働省のヒアリングを受けるほか、2月議会においては、「中核市指定の申出」議案の提出が予定されている。
中核市移行に関しては、多くの市民、経済団体、福祉や子育て関係団体などの理解も進んできたと実感しているところであり、議会においても、その準備状況について、平成26年6月定例会から、定例会のたびに、これまで12回の全員協議会で説明を受けてきた。昨年9月24日には、本議会による「鳥取市の中核市移行の推進に関する決議」がなされ、着実に推進すべきとされたところでもあり、中核市移行を遅らせることは、本市のまちづくりの取り組みの停滞に繋がるものにほかならない。
本市は、中核市移行と併せて、県東部4町に係る保健所の事務については県から委託を受けることになる。駅南庁舎に保健所を配置し、「健康づくりと子育て支援の総合拠点」とすることにしており、大きく市民サービスの向上に寄与するものと期待している。駅南庁舎に保健所が移転できるようになるまでの約2年間の福祉保健部門の暫定施設となるのが「さざんか会館」である。
さざんか会館は、条例にあるように、市民生活における福祉活動の拠点として、市民のボランティア活動等、健康づくり及び老人福祉の充実を図るための「総合福祉センター」であり、今回の補正予算は、さざんか会館の設置目的を損なうことなく、必要最小限の改修を行って、暫定期間中の保健所を整備するための設計業務費であり、移行まで1年余りとなる中で、必要最小限の経費として計上されており、中核市移行への円滑な移行及び保健所の設置に不可欠であると考える。
以上述べたとおり、議案第140号、及び、議案第162号に賛成するものである。議員各位の賛同をお願いし、賛成討論とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平野　真理子議員</td><td>議案149号</td><td>鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（賛成）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（討論の要旨）
議案第149号鳥取市の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行う。
本年1月から施行となった番号法いわゆるマイナンバー制度により、本市が市税事務等に必要な身体障害者手帳等に関し、県から情報を受けることになっている。しかし、現時点で県において身体障害者手帳保持者のマイナンバー収集が整っていない。そこで、このたび行われる改正は、本市が保有する個人情報を本人特定情報を利用して市税事務等を行うため、必要な現行条例の一部改正手続きを行うものである。これは、市民サービスの維持とマイナンバー制度の適正な運用を確保するものであり、議案は妥当であると考える。
以上、議員の皆様の御賛同をお願いし、賛成討論とする。</td></tr>
</table>

＜請願について＞

<table>
<tr><td rowspan="2">岩永　安子議員</td><td>平成28年請願第1号</td><td>TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願(賛成)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(討論の要旨)
請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願については、賛成するので理由を述べる。
この請願は2月議会に出され、市議会が3回の議会で継続審議と決め、国への意見書をあげることができなかったものである。国会での審議では、農業の崩壊、食の安全・安心、ジェネリック薬品などTPPへの疑問や不安について、政府はまともに答えることができなかった。
一方、アメリカ次期大統領がTPP離脱を表明し、TPPの発効が事実上不可能となったにもかかわらず、政府はTPP承認をごり押しした。「国が批准したから不採択」ということではなく、TPPに対する議員の考えをきちんと示すことが請願者に対して、誠意をもって答えてることと訴える。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">前田　伸一議員</td><td>平成28年請願第1号</td><td>TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願(反対)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(討論の要旨)
請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願について、反対の立場で討論を行う。

初めに、TPP協定にかかる法案は、12月9日参議院でも可決され、このたびの臨時国会で既に成立している。
人口が減少していく日本において、将来にわたる持続的な経済成長を実現するためには、海外の需要を取り込むことが極めて重要であり、TPPが発効すれば、参加国の国内総生産（GDP）の合計が世界全体の約4割に達し、人口は8億人に上ることになる。またTPPにより、我が国のGDPは2.6%アップし、13.6兆円の経済効果を生むとの政府の試算もあり、日本の中長期的な経済成長の基盤となる協定であることは明らかである。
また、農林水産業の発展のための国内対策に関して、地理的保護表示GI制度もTPPには盛り込まれており、日本で登録された農産物が海外でも保護されることになる。また、TPPでは日本の農林水産物の約2割が関税撤廃の例外となっており、これは、参加国の中でも、最高の水準を確保している。守るべきものは守るとの日本の方針に沿った協定内容であり、評価すべきものと考える。
TPPは、米国にとっても重要な協定であるとの認識は、多くの識者に共通している。世界情勢においては、保護主義的な傾向が垣間見られるが、日本は、自由貿易の推進を世界に向けて発信し、世界をリードしていく必要がある。
以上、TPPは、これからの日本経済にとって有益であることを訴え、TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願について、の反対討論とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西村　紳一郎議員</td><td>平成28年請願第5号</td><td>南スーダンに派遣されている自衛隊を撤収させるよう政府に意見書を提出することを求める請願(反対)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(討論の要旨)
本請願に対して、反対の立場で討論を行う。
平和安全法制の施行により、国際社会の平和及び安全確保に、これまで以上に自衛隊が積極的に貢献することが可能となった。国際社会の平和と安全が脅かされる事態に国際社会が一致団結して行動する時に、我が国も国際社会の一員として協力支援活動などが実施できるようになった。
駆けつけ警護は、平素は施設活動等の業務を行う部隊が、国連やNGO関係者等からの緊急の要請を受け、その人道性及び緊急性に鑑み、本来の業務とは別に、その人員、装備などに応じ、あくまでも安全を確保しつつ対応できる範囲内で行うものであり、我が国の大使館員やJICA職員なども対象として加わる。武器使用の拡大については正当防衛や緊急避難の場合に限られるものである。
我が国の国民や国際社会が連携して平和と安全の回復に向けて活動している国連やNGO関係者の生命財産を自衛隊が自らの能力の範囲内で守り、活動に従事することは国際社会からの信頼を一層向上させるものと考える。
以上、提出された請願に対し反対討論とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">角谷　敏男議員</td><td>平成28年請願第5号</td><td>南スーダンに派遣されている自衛隊を撤収させるよう政府に意見書を提出することを求める請願(賛成)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(討論の要旨)
私たちが今認識する必要があるのは、国連平和維持活動の主たる任務が以前の停戦への調停や停戦監視などから、「住民や難民の保護」に変わり、この任務の遂行のために、武力行使を認めていることである。東京外国語大学教授の伊勢崎賢治氏は、日本政府特別代表としてアフガニスタンの武装解除などの経験を紹介しながら、8月29日時事通信のインタビューで、次のように国連PKO活動の変化を語っている。
『1999年「国連事務総長官報」と言う形で、PKO部隊は任務遂行のために同法に従って「紛争当事者」つまり戦時国際法上の「交戦主体」になることであり、住民を保護するため交戦も辞さないことである。この時点で停戦が破綻したら撤退するという日本のPKO参加5原則は全く意味が無いだけでなく、「交戦」を禁止する憲法9条とも、もはや「解釈」が成り立たないほど、抵触している。そのことを日本政府もメディアも見事に見過ごしてきた。「職務怠慢」以外の何ものでもない」、厳しく指摘している。
また南スーダン、イラク、アフガニスタンなどで活動する日本国際ボランティアセンターの長谷部貴俊氏は、8月の市民団体の集会で現地の様子と支援のあり方を、次のように語っている。
「今、本当に南スーダンは内戦状態である。南スーダン政府には、もうPKOはいらないという状況だ。停戦合意は全くない。これまで何度も何度も停戦合意が破られてきた。PKOの意義が言われてきたが、PKOは何も役立っていない。スーダンに駐在するスタッフが、『今、必要なのは統一政府への国づくりの支援だ。和平への手伝いをするのが日本政府の役割だ』との訴えを紹介し、『自衛隊を送るのではなく、非暴力の形でやる必要があり、憲法9条の精神だ』と、話している。
いま、国連PKOの主たる任務が、かつての紛争解決のための調停・停戦監視などの支援から、難民・住民保護のためには武力攻撃も辞さない方針となったもとで、請願者が指摘するように日本の国を守ると入隊した自衛隊員が外国の地で命を失う可能性のある、まさに打ち勝つか負けるかの戦闘の状態となりうる駆けつけ警護の派遣はただちに止め、日本は非軍事の民生支援・人道支援にもっと力を注ぐべきであり、これが国際社会の一員としての信頼と地位を確保していくことになる。</td></tr>
</table>

＜議員提出議案について＞

<table>
<tr><td rowspan="2">伊藤　幾子議員</td><td>議員提出議案16号</td><td>地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について(反対)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(討論の要旨)
以前にあった議員年金制度は、2011年6月に廃止された。これで、議員専業の場合は、国民年金のみとなった。現在の国民年金は満額でも64,400円、平均5万数千円であり、「これでは少なすぎる。将来が不安だ」というのは当然である。また、議員の専業化がすすみ、議員報酬も生活給となっている実態があることや、議員としての役割を果たすために、議員でなくなった後の生活保障の検討は必要だということも十分理解する。
しかしながら、地方議員が厚生年金へ加入となれば、各自治体からの税金投入は新たに170億円を超えると言われており、果たして国民、市民に理解されるだろうか。全国的に議会や議員に対し、厳しい目がある中、議員自らの身分保障に係る意見書だからこそ、もっと慎重に検討することが必要であり、急いで意見書を提出することはやめるべきである。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雲坂　衛議員</td><td>議員提出議案16号</td><td>地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について(賛成)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(討論の要旨)
議員提出議案第16号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について賛成の立場で討論を行う。
この意見書は、このたび全国市議会議長会から全国の市区議会議長へ意見書の提出依頼をうけ、本市議会においても議会運営委員会で、これまでの経過と現状をふまえ議論を重ねた結果、全会一致で提出することに至ったものである。意見書の趣旨は、地方創生が我が国の将来にとって重要な課題であり、これまで以上に対応が求められている中、地方議員のなり手不足が深刻な社会問題となっており、国民の幅広い層からの政治参加や、地方議会の人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金への加入のための法整備を早急に実現するよう要望するものである。
経緯については、平成の市町村合併により、自治体数の減少、議員数の激減により、平成18年4月にこれまでの議員年金制度が廃止されることが決定され、廃止された当初から全国都道府県議長会、全国市議会議長会、全国町村議長会が、国に対して、地方議員の被用者の年金制度をつくるように要請を続けてきた。当初は、1年以内に何かしらの結論を出すとされてきたが、このたび、ようやく結論が出て、現在、与党のプロジェクトチームで調整中であり、ちょうどこのタイミングで意見書を出してほしいということで、全国都道府県議会議長会、全国市区議会議長会、全国町村議会議長会から、それぞれ要請を受け、全国の議会から意見書を提出されているところであり、本市議会においても呼応して意見書を提出するものである。
意見書の提出状況については、全国の市区議会は、この12月議会で意見書を提出するよう依頼されているところであるが、9月議会の意見書提出依頼を受けている全国都道府県議会の状況は、10月末時点で24道府県と過半数を超え、意見書が提出されている。なお、今月16日時点で確認したところ、26道府県となっており、賛成する都道府県がさらに増加している状況である。
以上のことなどから、この意見書は決して過去の議員年金に戻るものではなく、既存の厚生年金制度を活用した法改正による加入であり、私は幅広い年齢層から議員を選び、政治が市民により広く身近にあるためにも必要な整備のひとつだと確信している。法改正にあたっては、広く国民・市民に周知を図り、ご理解いただけることを願う。
ぜひ、皆様方のご理解、ご賛同をお願いし、賛成の立場での討論とする。</td></tr>
</table>